

< 11月測定結果 >

測定結果については、環境省の「一般廃棄物処理施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」（平成 23 年 6 月 28 日事務連絡）から埋立処分が可能な放射性セシウムの合計が 8,000Bq/kg 以下でした。

このため、焼却灰については、従来どおり民間業者の最終処分場へ搬出し、埋立処分を行っております。

測定機関：中外テクノス(株) 関東環境技術センター

測定方法：緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課 平成 14 年 3 月)

試料名	試料採取日	項目	単位	測定結果	
飛灰※	H23. 11. 25	放射性ヨウ素	131	Bq/kg	不検出
		放射性セシウム	134	Bq/kg	385
			137	Bq/kg	471
			計	Bq/kg	856

※ 飛灰とは、ろ過式集じん器で捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）のことをいう。